

サカタインクスグループ環境化学物質管理基準

(目的)

第 1 条 サカタインクスグループ(以下海外関連法人を含む)の事業活動全般における、化学物質の危険有害性に起因する人・環境への負荷を低減し、社会の持続可能な発展に貢献する高品質かつ安全と環境に配慮した製品を提供するため、管理基準を定める。

2. 調達ガイドラインにおける環境化学物質管理基準は本基準とする。

(適用範囲)

第 2 条 サカタインクスグループにおける全ての製品・委託製造品に使用される全ての材料、および当社顧客において使用される全ての資材(副資材、梱包材等も含む)を対象とする。

(管理基準)

第 3 条

(1) サカタインクスグループ禁止物質、各社別規制物質、自主管理物質を定める。

第 1 基準：サカタインクスグループ禁止物質

サカタインクスグループは以下の意図的使用を禁止する。

- ・ 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約
(通称、略称：ストックホルム条約 POPs 条約)
附属書 A, B, C の記載物質
- ・ 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約
(通称、略称：ロッテルダム条約、PIC 条約)
附属書Ⅲの記載物質

第 2 基準：各社別規制物質

サカタインクスグループ各社は、使用する材料に関わる自国の化学物質・環境法規制を遵守する。

第 3 基準：各社別自主管理物質

サカタインクスグループ各社は、自らの製品用途に応じて業界自主規制、顧客ガイドライン等の対象化学物質を管理する。

(2) 運用

1. サカタインクスグループ各社は、事業活動に関係する法令・規制要求事項等（化学物質規制、環境規制、業界自主規制、顧客ガイドライン）を別表に特定し管理する。
（別表は社内限りとする。）
2. 必要に応じて(1)の禁止物質を見直す。

以上

制定日 2026 年 1 月 1 日